

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」
農林水産省以外の各府省等における主な取組方針

平成24年2月
内閣官房国家戦略室

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

項目	取組方針
1. 国産農林水産物・食品への信頼回復、食品の輸出戦略の立直し	<ul style="list-style-type: none">○ 在外において各国政府機関や輸入関係者、報道機関等に対して日本製品の安全性に関する説明会を開催。【外務省】○ 主要国の輸入規制措置関係者、ビジネス関係者、我が国の有識者等の参加による「国際ワークショップ」を開催し、日本の食の安全確保の取組の妥当性、日本と各国の規制措置との比較等について意見交換を実施。【外務省】○ 平成24年1月20日、ジェトロ「農林水産物・食品輸出促進本部」を設置。輸出に関心のある農林水産・食品事業者への情報提供、相談対応を行うほか、ジェトロの海外見本市や商談会等のツールを活用した支援を実施。 【ジェトロ】
2. ジャパンブランド再構築に資する取組の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 東京において「食と農林漁業の祭典（仮称）」を開催するための取組を実施。【経済産業省ほか】
3. 革新的な技術の開発・実用化と普及	<ul style="list-style-type: none">○ 植物工場、水産物の陸上養殖といった先進的技術の実用化研究や先端的農業産業化システムの実証事業を支援。 【経済産業省】
4. 中小企業政策との連携	<ul style="list-style-type: none">○ 農商工等連携促進法に基づき計画認定を受けた事業者の新商品・新サービスの開発や、中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供といった取組を支援。【経済産業省】

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模事業者の地域の資源を活かした新製品開発、全国的な販路開拓等への取組を支援。【経済産業省】 ○ 農商工連携等による経営の高度化を図るための取組を行う農業者も対象として、巡回対応相談員による経営アドバイス等を実施。【経済産業省】 ○ 商店街の空き店舗をアンテナショップ等に改装し、地元の農産物を販売する取組等を支援。【経済産業省】
<p>5. 消費者との絆の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食における地場産物の活用促進のため、各地域におけるメニュー開発コンテスト、調理員を対象とした調理講習会の実施を支援。【文部科学省】 ○ 鳥獣保護管理について、捕獲鳥獣の食肉等を利用する取組とも連携しつつ、新たな担い手の確保、地域ぐるみでの捕獲の取組など総合的な対策を適切に実施。【環境省】 ○ 都市住民が地方に移住し、地元住民とともに地産地消の取組をはじめとする地域おこし活動に従事する「地域おこし協力隊」について、財政支援などによるサポートを実施。【総務省】

【戦略3】 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

項目	取組方針
<p>自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入に取り組む地方公共団体を支援するため、グリーンニューディール基金の拡充・活用、農山漁村地域における調査・実証、産学官連携による自立・分散型エネルギーシステム導入等の取組を支援。【環境省】 ○ 草木系バイオマスエネルギー利用の促進のため、里地里山保全活動により発生する自然資源の利活用方策の検討を実施。【環境省】 ○ 再生可能エネルギー源由来の電気の固定価格買取制度を導入。【経済産業省】

	<p>○ 再生可能エネルギー等の地域資源の活用と域内循環により地域を活性化する仕組みを地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げ、地域の自給力と創富力を高める「緑の分権改革」の取組を推進。【総務省】</p>
--	---

【戦略7】原子力災害対策に正面から取り組む

項目	取組方針
1. 放射性物質の濃度調査	<p>○ 食品に含まれる放射性物質の検査体制強化のため、新たに設定する基準値の下で円滑にモニタリング検査が行えるよう、地方自治体の検査機器の整備に対して補助を行うとともに、地方自治体からの依頼に応じて検疫所や国立試験研究機関で検査を実施する等、引き続き地方自治体の検査を支援する。【厚生労働省】</p> <p>○ 食品について、地方自治体の行うモニタリング検査に加え、国においても流通段階での買上調査を実施。【厚生労働省】</p> <p>○ モニタリング調整会議において決定された「総合モニタリング計画」に沿って、海域等における放射性物質のモニタリング調査を実施。【文部科学省、環境省ほか】</p>
2. 除染	<p>○ 「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日原子力災害対策本部）、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成24年1月施行）に沿って、除染等の措置等を講ずる。【内閣府、環境省】</p>
3. 消費者への情報提供	<p>○ 地方自治体等による国産農林水産物における放射性物質濃度の検査結果を集約し、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表しており、新たな基準値の施行後も引き続き対応。【厚生労働省】</p>

4. 原子力損害賠償関係	<p>○ 原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構が設立、昨年 11 月に緊急特別事業計画が認定されたところ。東京電力（株）による賠償が迅速かつ適切になされるよう万全を期す。</p> <p>【内閣府、経済産業省、文部科学省ほか】</p>